

## 均等割税率区分の基準となる「資本金等の額」の算出方法の変更

～平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は連結事業年度から適用されます～

### (1)「資本金等の額」の算定方法

#### 【改正前】

法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 条の 2 に規定する連結個別資本金等の額

#### 【改正後】

法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 条の 2 に規定する連結個別資本金等の額

※ただし、無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額

### (2)均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」

#### 【改正前】

法人税法上の資本金等の額

#### 【改正後】

「調整後の資本金等の額」(上記(1)「資本金等の額」の算定方法[改正後]の額)を、「**資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額**」と比較して大きい方

比較内容	基準となる資本金等の額
「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 > 「資本金の額+資本準備金の額」又は「出資金の額」	「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」
「資本金等の額（無償増資・減資等の調整後）」 < 「資本金の額+資本準備金の額」又は「出資金の額」	「資本金の額+資本準備金の額」 又は「出資金の額」

### 予定申告に係る経過措置について

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る予定申告については、均等割の税率区分の基準は、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額とする経過措置が設けられています。